

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水
に関する検証委員会（第1回）

議事次第

日時：令和元年12月27日（金）
13時から14時まで
場所：第3庁舎15階第1・2会議室

1. 開会

2. 議事

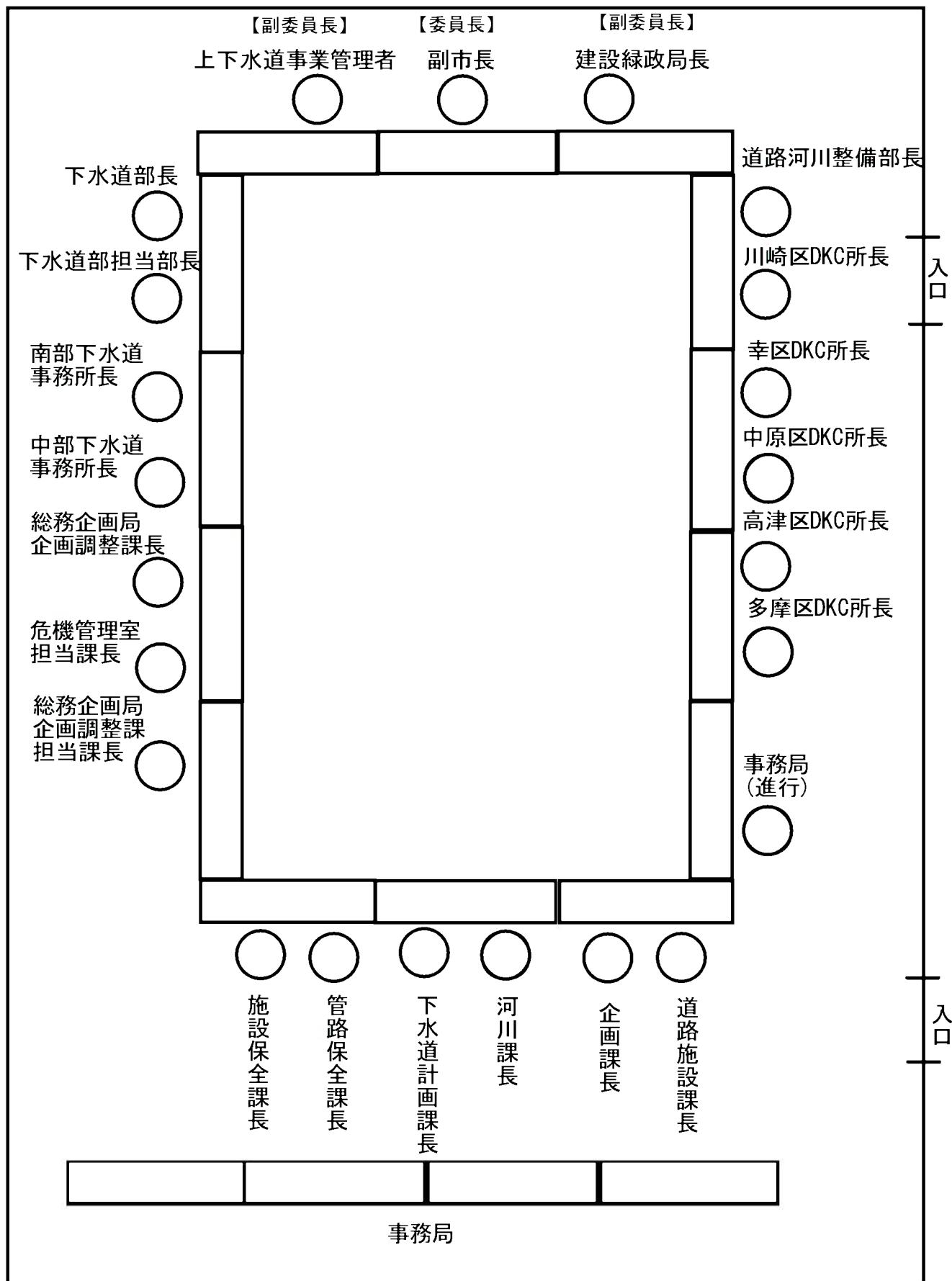
- (1) 検証委員会の概要、検証委員会要綱について
- (2) 住民説明会における意見・要望について
- (3) 令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証について
- (4) その他

3. 閉会

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会

座席表

第3庁舎15階第1・2会議室



【検証委員会の概要】

【検証委員会設置及び目的】

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因に関すること、被害を最小化する方策に関すること及びその他必要な事項について検証することを目的とする。

検証作業にあたっては、下水道や河川を専門とする第三者に、専門的な意見や助言を求め、それを検証結果に反映する。

検証委員会

委員長:副市長

副委員長:上下水道事業管理者

建設緑政局長

委 員:上下水道局下水道部長、下水道施設担当部長、南部下水道事務所長、中部下水道事務所長、

下水道計画課長、管路保全課長、施設保全課長

建設緑政局道路河川整備部長、川崎区役所DKC所長、幸区役所DKC所長、

中原区役所DKC所長、高津区役所DKC所長、多摩区役所DKC所長

河川課長、道路施設課長、企画課長、

総務企画局都市政策部企画調整課長、危機管理室担当課長〔初動対策〕



下水道や河
川を専門とす
る第三者から
意見聴取

【下水道部会】

部会長:下水道部長

副部会長:下水道施設担当部長

南部下水道事務所長

中部下水道事務所長

部会員:入江崎水処理センター所長

庶務課担当課長〔危機管理〕

下水道管理課長

下水道計画課長

下水道計画課担当課長〔計画調整〕

下水道計画課担当課長〔技術開発担当〕

下水道管路課長

管路保全課長

施設課長

施設保全課長

中部下水道事務所管理課長

道路施設課長

河川課長

川崎区役所DKC整備課長

幸区役所DKC整備課長

中原区役所DKC整備課長

高津区役所DKC整備課長

多摩区役所DKC整備課長

【河川部会】

部会長:道路河川整備部長

副部会長:川崎区役所DKC所長

高津区役所DKC所長

多摩区役所DKC所長

部会員: 河川課長

道路施設課長

企画課長

川崎区役所DKC整備課長

高津区役所DKC整備課長

多摩区役所DKC整備課長

下水道計画課長

管路保全課長

※DKC:道路公園センター

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会設置要綱
(設置)

第1条 令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因に関すること及び浸水被害を最小化する方策等について適正な検証を行うため、令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検証する。

- (1) 令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因に関すること。
- (2) 浸水被害を最小化する方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建設緑政局及び上下水道局に属する事務を担任する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、上下水道事業管理者及び建設緑政局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、急施を要する事項等委員長が特に認めたものについては、書類の回議により委員会の審議に代えることができる。

- 4 委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第5条 委員会は、第2条に規定する事項について調査審議を行うため、部会を設置する。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、下水道部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

制 定 要 旨

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する
検証委員会を設置するため、この要綱を制定するものである。

別表第1 (第3条関係)

委員名簿

上下水道局下水道部下水道部長
建設緑政局道路河川整備部長
上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当）
上下水道局下水道部南部下水道事務所長
上下水道局下水道部中部下水道事務所長
川崎区役所道路公園センター所長
幸区役所道路公園センター所長
中原区役所道路公園センター所長
高津区役所道路公園センター所長
多摩区役所道路公園センター所長
上下水道局下水道部下水道計画課長
上下水道局下水道部管路保全課長
上下水道局下水道部施設保全課長
建設緑政局道路河川整備部河川課長
建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
建設緑政局総務部企画課長
総務企画局都市政策部企画調整課長
総務企画局危機管理室の初動対策担当の担当課長

別表第2（第5条関係）

下水道部会 名簿

部会長	上下水道局下水道部下水道部長
副部会長	上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当）
〃	上下水道局下水道部南部下水道事務所長
〃	上下水道局下水道部中部下水道事務所長
部会員	上下水道局下水道部入江崎水処理センター所長
〃	上下水道局総務部庶務課の危機管理担当の担当課長
〃	上下水道局下水道部下水道管理課長
〃	上下水道局下水道部下水道計画課長
〃	上下水道局下水道部下水道計画課の計画調整担当の担当課長
〃	上下水道局下水道部下水道計画課担当課長（技術開発担当）
〃	上下水道局下水道部下水道管路課長
〃	上下水道局下水道部管路保全課長
〃	上下水道局下水道部施設課長
〃	上下水道局下水道部施設保全課長
〃	上下水道局下水道部中部下水道事務所管理課長
〃	建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
〃	建設緑政局道路河川整備部河川課長
〃	川崎区役所道路公園センター整備課長
〃	幸区役所道路公園センター整備課長
〃	中原区役所道路公園センター整備課長
〃	高津区役所道路公園センター整備課長
〃	多摩区役所道路公園センター整備課長

別表第2（第5条関係）

河川部会名簿

部会長	建設緑政局道路河川整備部長
副部会長	川崎区役所道路公園センター所長
〃	高津区役所道路公園センター所長
〃	多摩区役所道路公園センター所長
部会員	建設緑政局道路河川整備部河川課長
〃	建設緑政局道路河川整備部道路施設課長
〃	建設緑政局総務部企画課長
〃	川崎区役所道路公園センター整備課長
〃	高津区役所道路公園センター整備課長
〃	多摩区役所道路公園センター整備課長
〃	上下水道局下水道部下水道計画課長
〃	上下水道局下水道部管路保全課長

住民説明会における意見・要望について

下水道部会

1. 住民説明会開催日

- ◆諏訪排水樋管：令和元年11月14日(木)19:00～ 東高津小学校（参加者：377名）
 - ◆宮内排水樋管：令和元年11月18日(月)19:30～ 宮内小学校（参加者：364名）
 - ◆山王排水樋管：令和元年11月19日(火)19:00～ 上丸子小学校（参加者：419名）
 - ◆山王排水樋管：令和元年11月20日(水)19:00～ 上丸子小学校（参加者：243名）
 - ◆宇奈根排水樋管：令和元年11月21日(木)19:00～ 久地小学校（参加者：162名）
 - ◆諏訪排水樋管：令和元年12月4日(水)19:00～ 東高津小学校（参加者：250名）
 - ◆山王排水樋管：令和元年12月5日(木)19:00～ 上丸子住宅自治会館（参加者：23名）
 - ◆宇奈根排水樋管：令和元年12月20日(金)19:00～ 久地小学校（参加者：179名）
- 【参加者合計：2,017名】

2. 主な意見・要望等

◆浸水被害の原因について

- ゲートを閉めなかったことが浸水の原因ではないか？
- ゲートは、整備不良で閉められなかったのではないか？

◆現場体制について

- パトロールなどの現場体制を見直して欲しい。
- 人員配置は、適切であったか。

◆ゲート操作、当日の活動状況、判断について

- 逆流は、いつ知ったのか？逆流を知ってもゲートを閉めなかった理由は？
- 降雨があった場合ゲートを閉めないとのことだが、逆流していても内水を排除できるのか？
- 逆流による浸水があることを承知で ゲートを閉じなかったのか？
- 誰が判断するのか？
- 当日の現場の状況を誰がどのように把握していたのか？

◆操作要領(手順)について

- 操作要領(手順)が間違っているのではないか？
- ゲート開閉の判断基準は？
- 総合的判断とは、どのようなものか？

◆賠償について

- 人災だと考えているが、補償、賠償はするのか？

◆検証、対策について

- 検証はいつまでに行うのか？
- 検証は学識者を入れた第三者機関で行うべきだ。市だけでは信用できない。
- 来年、同じ様な台風が来たらどうするのか？
- 川崎市だけでなく、多摩川流域全体で対策を検討すべきだ。
- 具体的な対策を示せ。
- 早急に水位計やTVカメラの設置
- 抜本的な対策として、貯留管やポンプ場の設置を要望する。

◆その他の意見

- 多摩川の河床の浚渫を要望する。
- 小河内ダムの放流に対し、意見を言うことはできないのか？
- 小河内ダムの放流量と多摩川の水位上昇について、関係性を把握すべきだ。
- 止水板設置などの、自助に対する助成制度創設を要望する。

住民説明会における意見・要望について

河川部会

1. 住民説明会開催日

- ◆三沢川：令和元年12月9日(月)19:00～ 下布田小学校（参加者：246名）
 - ◆河港水門：令和元年12月19日(木)19:00～ 旭町小学校（参加者：105名）
 - ◆平瀬川：令和元年12月20日(水)19:00～ 川崎市総合教育センター（参加者：137名）
- 【参加者合計：488名】

2. 主な意見・要望等

◆各会共通の内容

- ・ 詳細な調査、ヒヤリング等で浸水原因を明らかにしてほしい。
- ・ 原因を踏まえて、短期対策、中長期対策をしっかりしてほしい。
- ・ 次の出水期までに出来る対策は確実に実施してほしい。
- ・ 台風時の避難情報など住民への伝達方法を再考してほしい。
- ・ 原因と対策について、改めて住民説明会を開催してほしい。
- ・ 多摩川流域で同様の被害が発生している。川崎市だけでなく、流域の問題として考えるべきではないか？

◆河港水門

- ・ 浸水原因について、河港水門の他の要因も含めて総合的に究明してほしい。
- ・ 水門の構造は、河川管理用施設等構造令第51条に違反するのではないか？
- ・ 計画高水位に対する水門の余裕高が少なすぎるのではないか？
- ・ 水門の嵩上げ等の対策を検討してほしい。
- ・ 水門付近に水位計を設置するべきではないか？
- ・ 船溜まりが使用されなくなった状況を踏まえ、今後の水門の在り方を検討してほしい。
- ・ 文化財としての位置づけや、スーパー堤防の整備も含めて検討してほしい。
- ・ 浸水の責任は川崎市にあるのか？
- ・ 浸水の危険性を事前にかつ確実に周知してほしい。

◆平瀬川

- ・ 多摩川の浚渫をしてほしい。
- ・ 多摩川河川敷内のグランドを廃止し、河床を掘り下げてはどうか？
- ・ 多摩川河川敷の沈下橋が平瀬川の流れを阻害しているのではないか？
- ・ 平瀬川の堤防の嵩上げ、多摩川との合流部に水門と排水施設を整備してほしい。
- ・ 見出し板の示す避難判断水位が以前から変更されているが、基準水位が見直されたのか？
- ・ 鶴見川遊水地のような施設を多摩川にも設置することを検討してほしい。
- ・ 小河内ダムの水位を事前に下げる台風に備えることは出来ないか？

◆三沢川

- ・ 多摩川の浚渫をしてほしい。
- ・ 大丸用水だけではなく、三沢川からも溢れたのではないか？
- ・ 三沢川のアクリル板は、どの様な役割か？堤防とみなしているのか？
- ・ 三沢川水門の全閉により、水の行き場がなくなり、水路に三沢川の水が逆流したのではないか？
- ・ 大丸水門の構造に欠陥があるのではないか？
- ・ 大丸用水の許容通水量のアップを検討してほしい。
- ・ 多摩川、三沢川、大丸用水の水位を監視する水位計、監視カメラ等を設置すべきではないか？

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び 河川関係の浸水に関する検証について

令和元年12月27日

川崎市上下水道局
川崎市建設緑政局

【検証委員会の概要】

【検証委員会設置及び目的】

令和元年台風第19号による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因に関すること、被害を最小化する方策に関すること及びその他必要な事項について検証することを目的とする。

検証作業にあたっては、下水道や河川を専門とする第三者に、専門的な意見や助言を求め、それを検証結果に反映する。

検証委員会

委員長:副市長

副委員長:上下水道事業管理者

建設緑政局長

委 員:上下水道局下水道部長、下水道施設担当部長、南部下水道事務所長、中部下水道事務所長、

下水道計画課長、管路保全課長、施設保全課長

建設緑政局道路河川整備部長、川崎区役所DKC所長、幸区役所DKC所長、

中原区役所DKC所長、高津区役所DKC所長、多摩区役所DKC所長

河川課長、道路施設課長、企画課長、

総務企画局都市政策部企画調整課長、危機管理室担当課長〔初動対策〕



下水道や河
川を専門とす
る第三者から
意見聴取

【下水道部会】

部会長:下水道部長

副部会長:下水道施設担当部長

南部下水道事務所長

中部下水道事務所長

部会員:入江崎水処理センター所長

庶務課担当課長〔危機管理〕

下水道管理課長

下水道計画課長

下水道計画課担当課長〔計画調整〕

下水道計画課担当課長〔技術開発担当〕

下水道管路課長

管路保全課長

施設課長

施設保全課長

中部下水道事務所管理課長

道路施設課長

河川課長

川崎区役所DKC整備課長

幸区役所DKC整備課長

中原区役所DKC整備課長

高津区役所DKC整備課長

多摩区役所DKC整備課長

【河川部会】

部会長:道路河川整備部長

副部会長:川崎区役所DKC所長

高津区役所DKC所長

多摩区役所DKC所長

部会員: 河川課長

道路施設課長

企画課長

川崎区役所DKC整備課長

高津区役所DKC整備課長

多摩区役所DKC整備課長

下水道計画課長

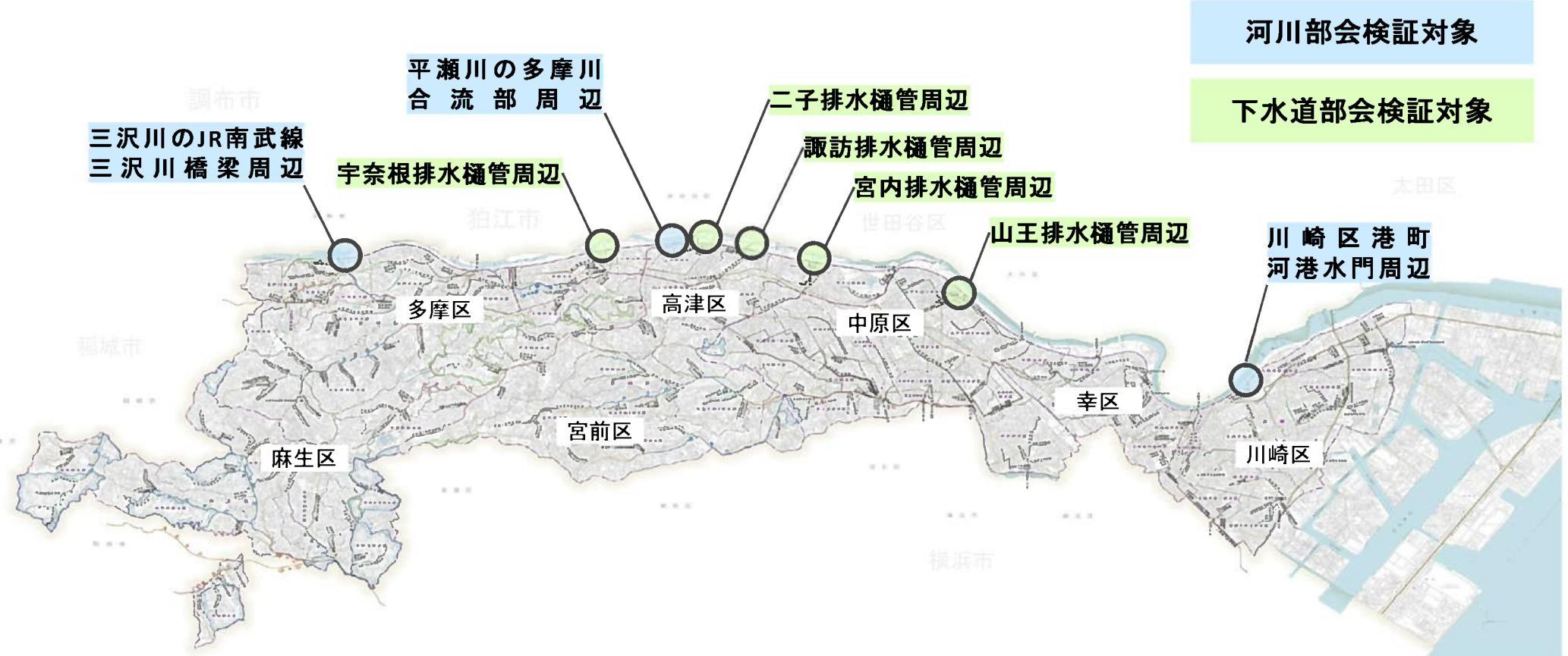
管路保全課長

※DKC:道路公園センター

下水道部会

河川部会

【検証対象位置図】



下水道部会

【検証対象】(排水樋管周辺地域)

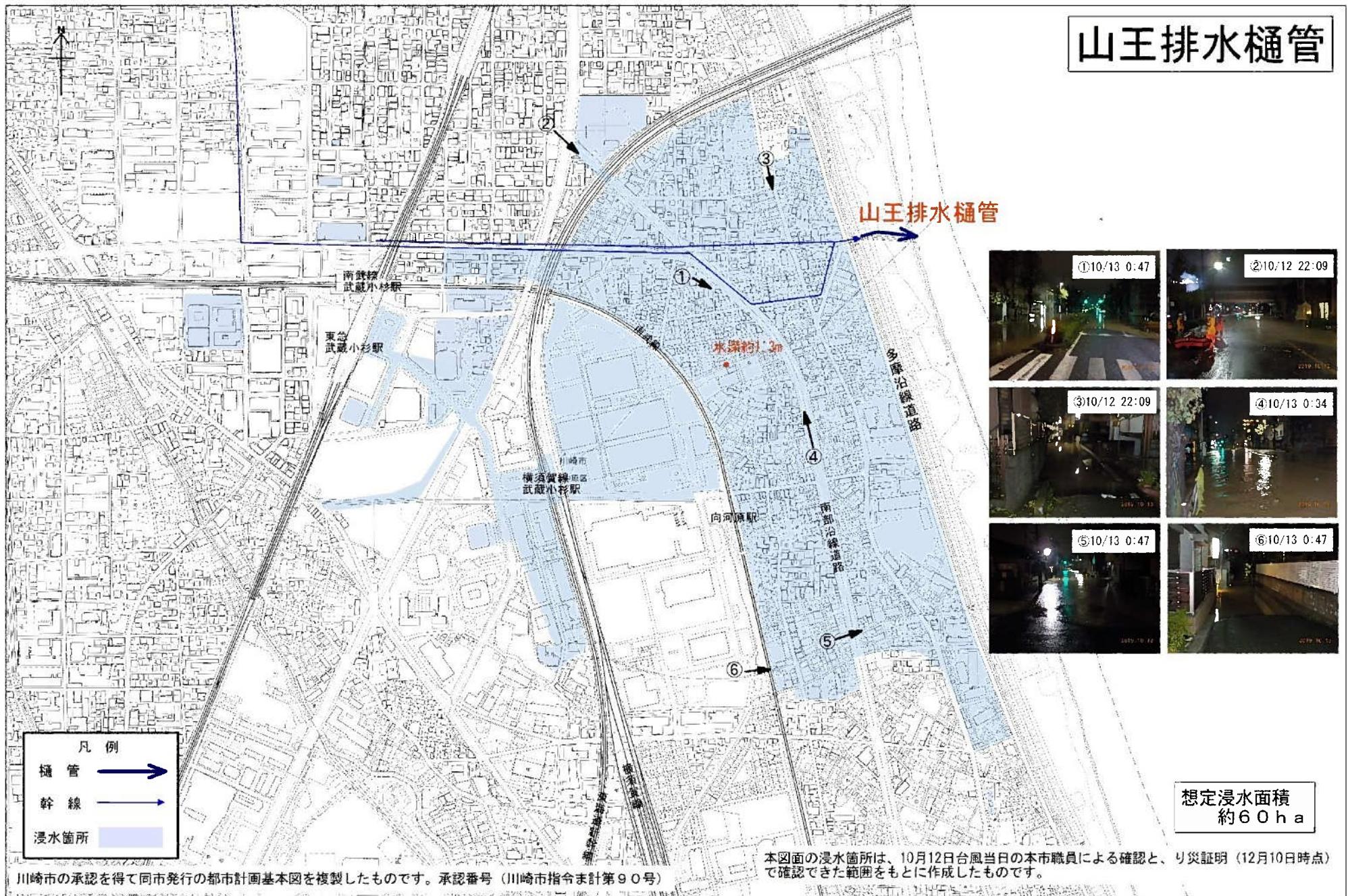
山王排水樋管、宮内排水樋管、諏訪排水樋管、二子排水樋管、宇奈根排水樋管



下水道部会

【浸水範囲】(排水樋管周辺地域):山王排水樋管

山王排水樋管



【浸水範囲】(排水樋管周辺地域) : 宮内排水樋管

下水道部会

宮内排水樋管



宮内排水樋管
中原区
宮内1丁目
水深約1.0m

想定浸水面積
約12ha

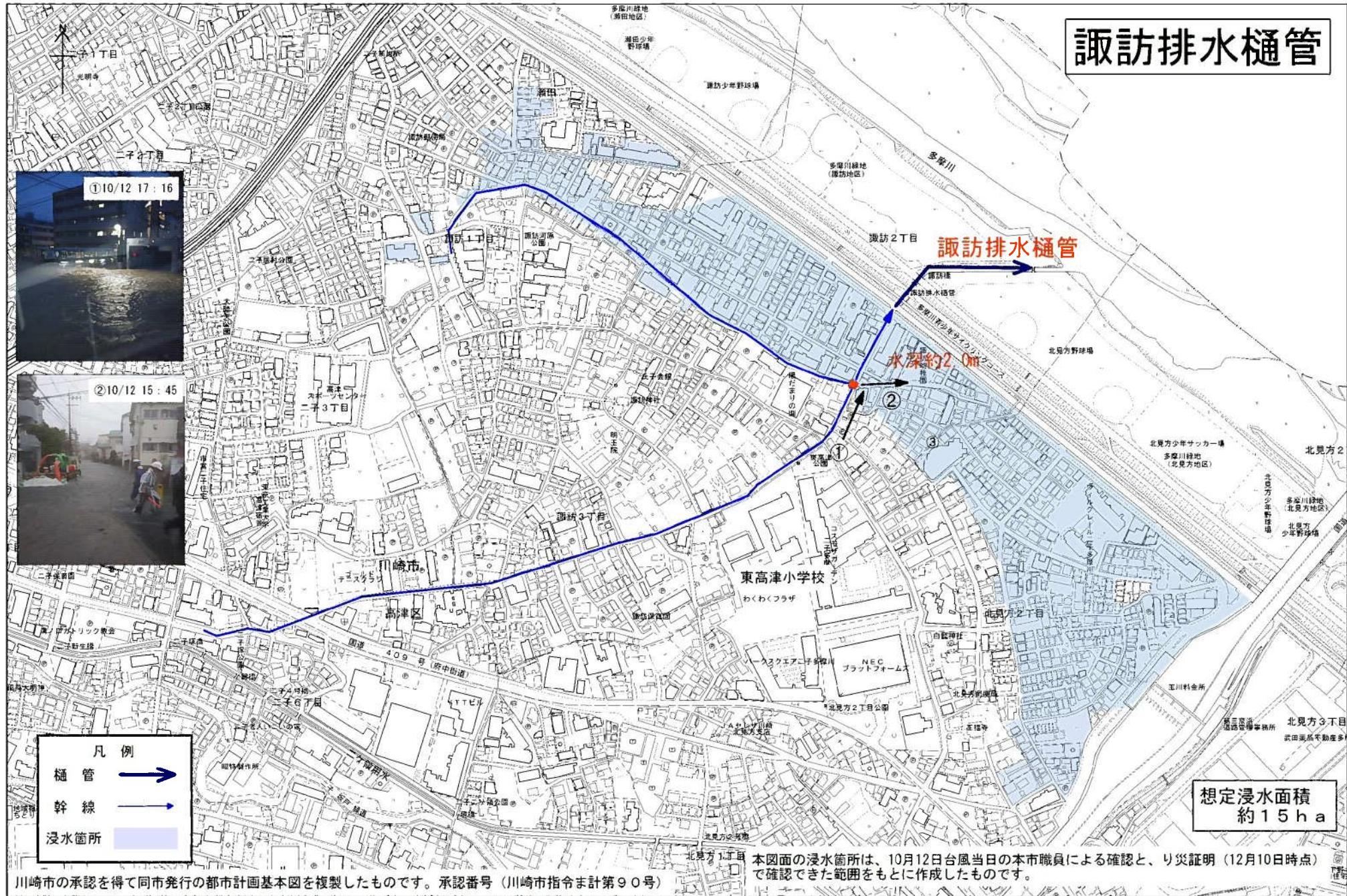
本図面の浸水箇所は、10月12日台風当日の本市職員による確認と、り災証明（12月10日時点）で確認できた範囲をもとに作成したものです。

川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第90号）



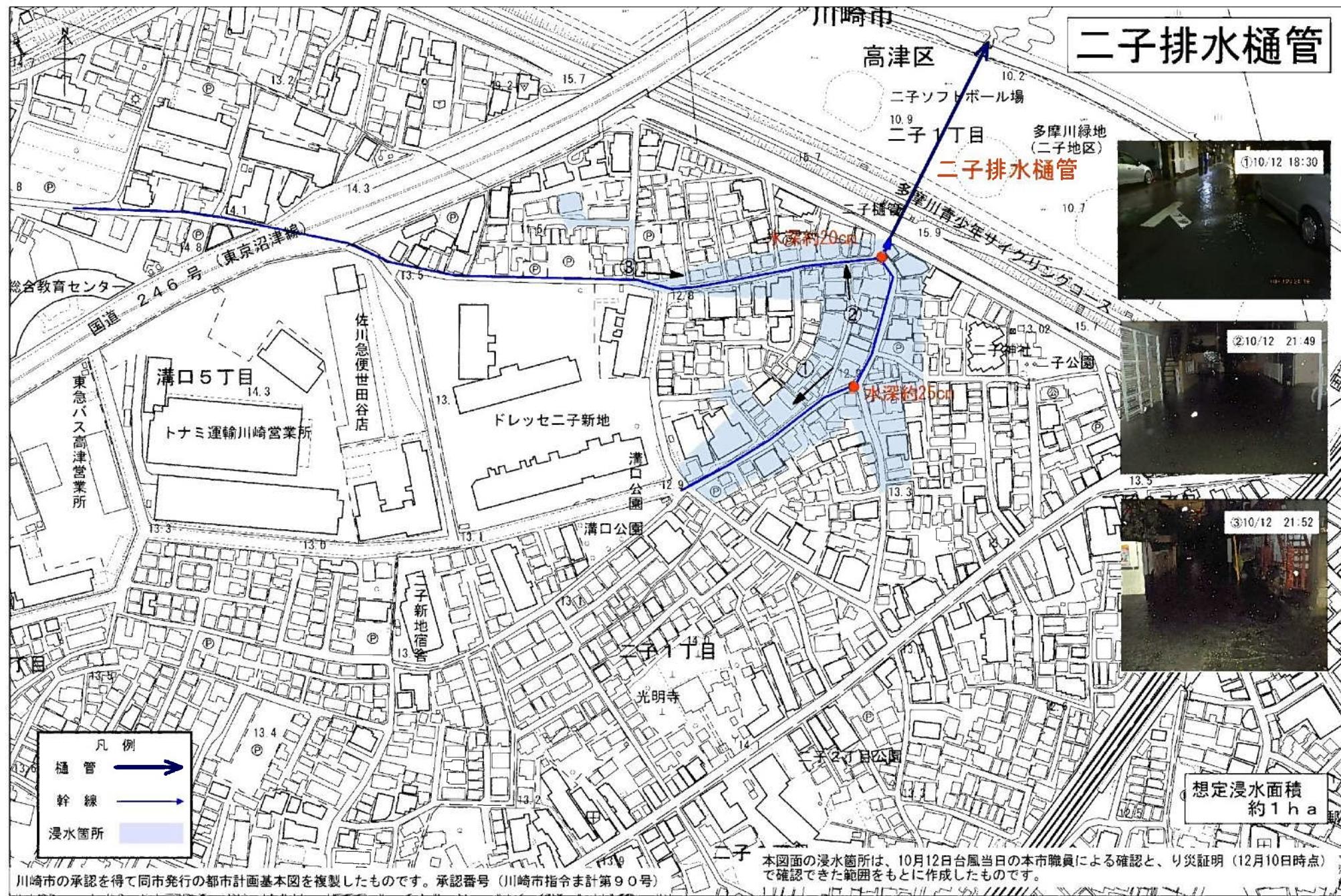
下水道部会

【浸水範囲】(排水樋管周辺地域):諏訪排水樋管



【浸水範囲】(排水樋管周辺地域):二子排水樋管

下水道部会



下水道部会

【浸水範囲】(排水樋管周辺地域):宇奈根排水樋管

宇奈根排水樋管



【検証対象】(河川関係)

河港水門(河港水門周辺)、平瀬川(多摩川の合流部周辺)、三沢川(JR南武線三沢川橋梁周辺)

③ 三沢川(多摩区)
…JR南武線三沢川橋梁周辺

② 平瀬川(高津区)
…多摩川合流部周辺

① 河港水門(川崎区)
…河港水門周辺



【浸水範囲】河港水門(河港水門周辺地域)

河川部会

写真① 市道港町9号線



10月13日午前0時頃

写真② 京浜急行大師線アンダーパス部



10月13日午前10時頃

多摩川 →

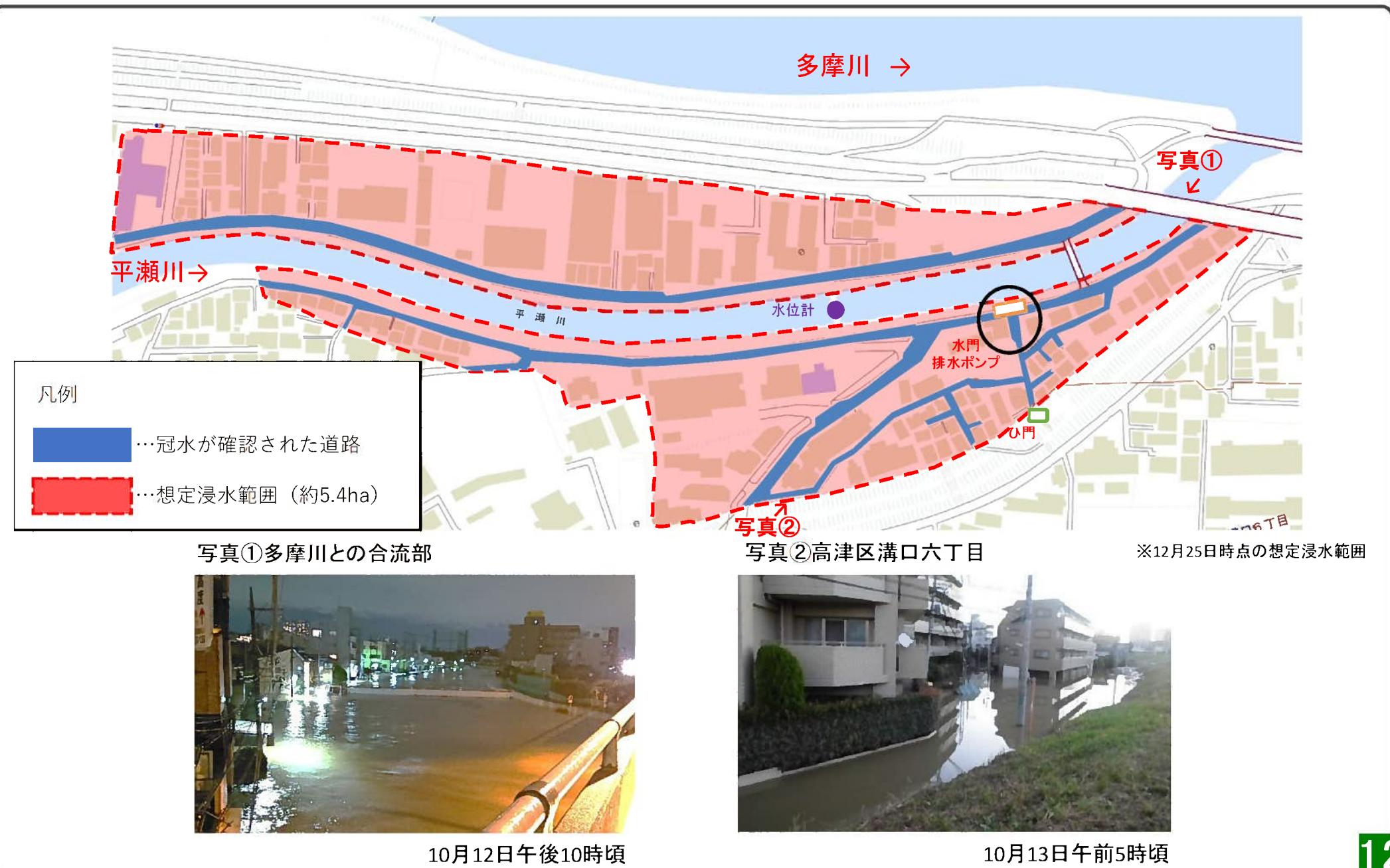
河港水門



※12月25日時点の想定浸水範囲

【浸水範囲】平瀬川(多摩川の合流部周辺)

河川部会



【浸水範囲】三沢川(JR南武線三沢川橋梁周辺)

河川部会

写真① 三沢川管理用通

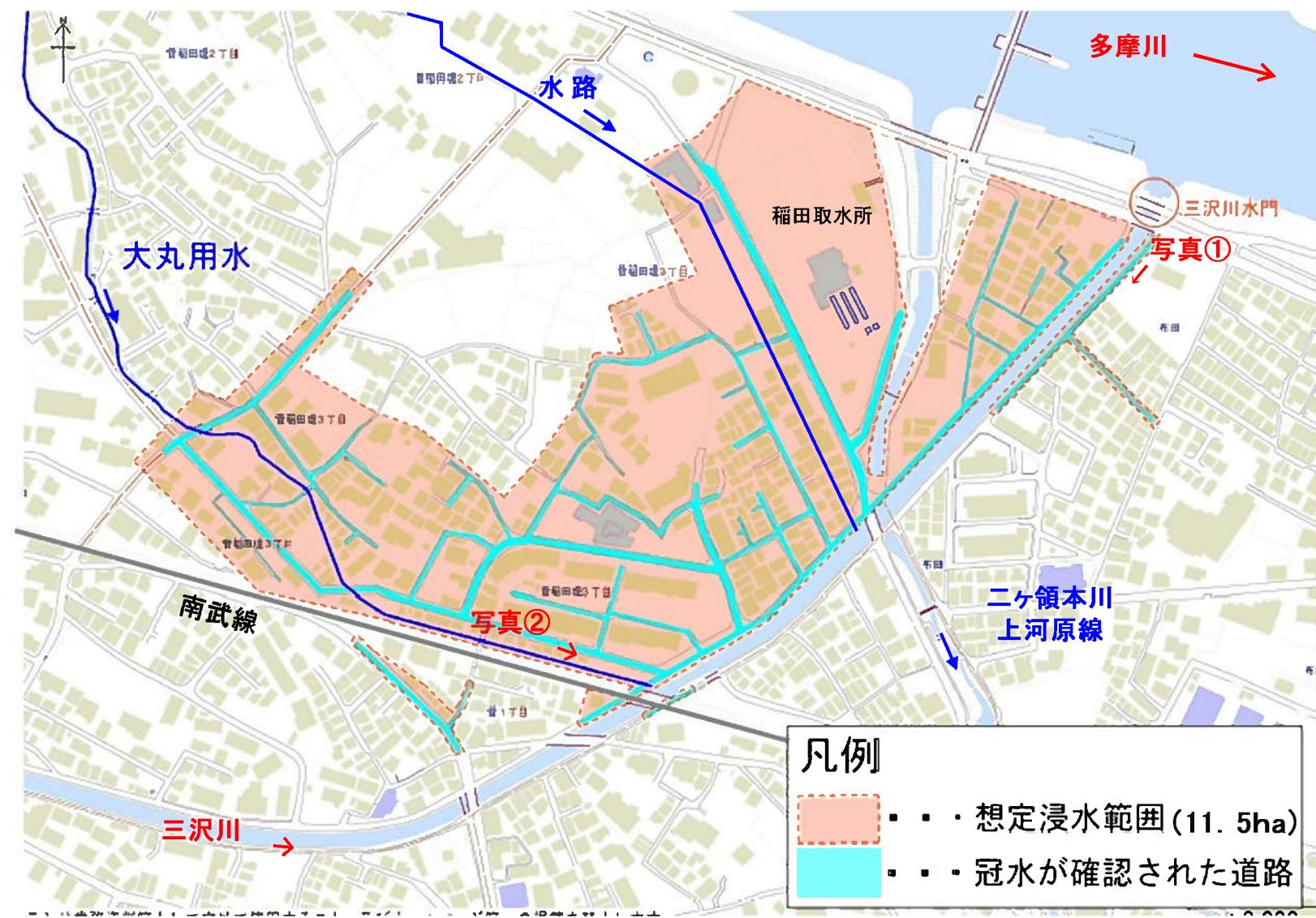


10月12日午後9時頃

写真② 菅住宅付



10月12日午後4時頃



※12月25日時点の想定浸水範囲

【検証項目】(排水樋管周辺地域)

下水道部会

浸水原因の検証

浸水状況

- ・台風、降雨、水位等の基礎情報
- ・土地利用状況
- ・下水道施設の状況
- ・管きょ、水路などの状況
- ・地形特性、地盤高
- ・浸水被害状況
- ・河川水の逆流、内水の溢水 など

災害時の体制

- ・組織体制
- ・連絡体制
- ・情報共有
- ・災害時の活動 など

ゲート操作

- ・樋管ゲート操作の妥当性
- ・ゲート操作に時間を使った要因

対策方針の検討

- ・短期対策内容の検討
- ・中長期対策の方向性の検討
- ・ソフト対策の方針 など

【検証項目】(河川関係)

河川部会

浸水原因の検証

浸水状況

- ・降雨、水位状況
- ・地形、河川構造、水路構造
- ・排水系統(下水含)
- ・浸水実績
- ・地域ヒヤリング調査
- ・土地利用状況
- ・浸水被害状況 など

災害時の体制

- ・組織体制
- ・連絡体制
- ・情報共有
- ・災害時の活動 など

水門等操作

- ・水門、ポンプ等の設置状況
- ・水門等操作状況
- ・ポンプ等操作状況 など

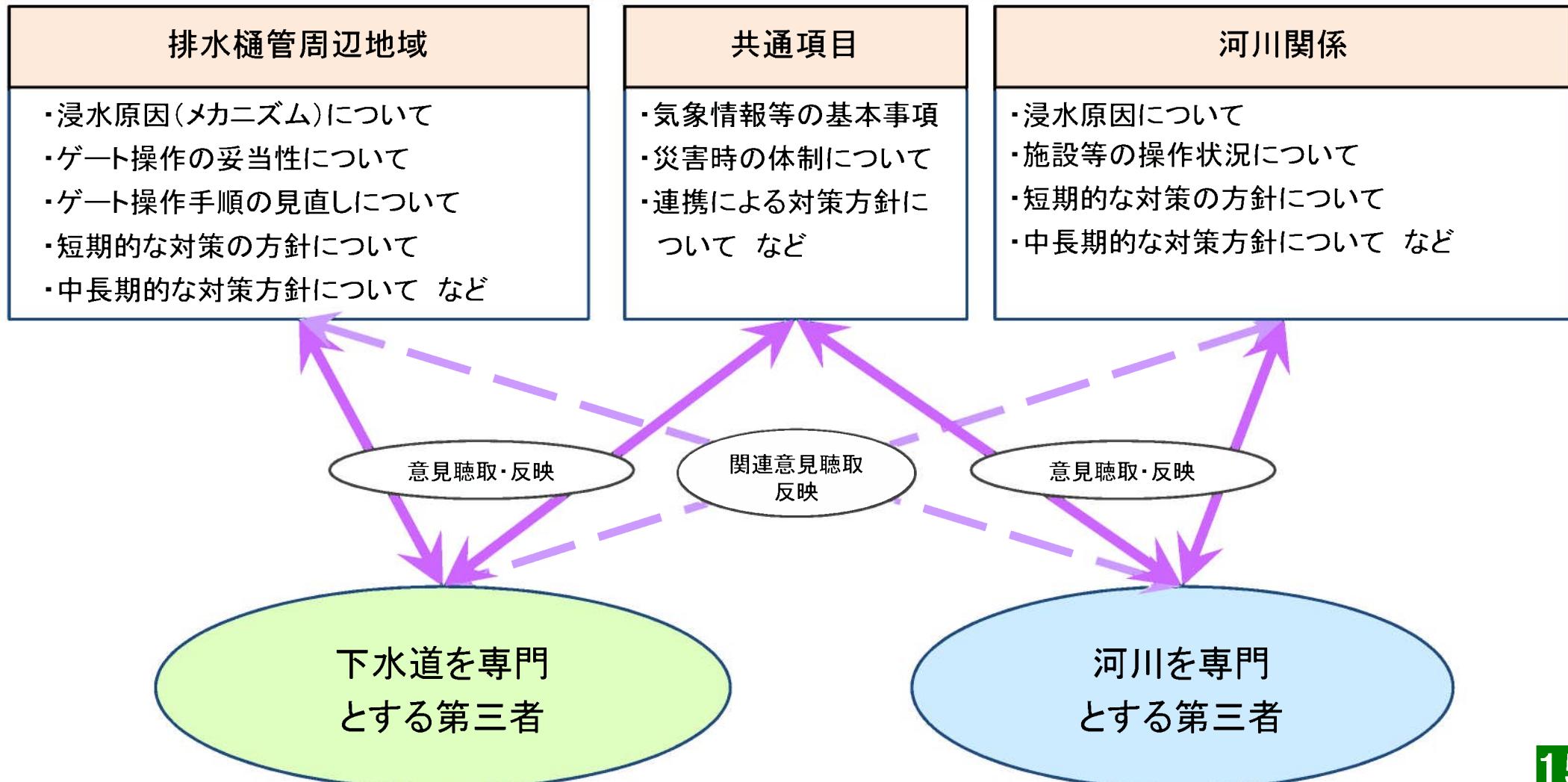
対策方針の検討

- ・短期対策内容の検討
- ・中長期対策の方向性の検討
- ・ソフト対策の方針 など

【第三者への意見聴取のイメージ】

【第三者の選定】

- 下水道や河川を専門とする学識経験者や国の研究機関に所属する第三者を選定。
- 第三者からは専門分野の意見や助言を頂く。また、専門外の分野については類似の知見を基に意見や助言を頂く。



【検証委員会のスケジュール】

下水道部会

河川部会

R1.12月

R2.1月

2月

3月

